

胎内市公告第 19 号

胎内農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項で準用する第 12 条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定により次の場所に備えて縦覧に供する。

令和 7 年 8 月 21 日

胎内市長 井 畑 明 彦



縦覧場所

胎内市役所 農林水産課（胎内市新和町 2 番 10 号）

胎内市ホームページ